

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ロング・ライフ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 五島 充
 - (3) 所在地：千葉県松戸市南花島三丁目 54 番 5 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
 - (平成 29 年 12 月 22 日認定)
認 1704001634、認 1704001635
 - (平成 30 年 2 月 2 日認定)
認 1704009231、認 1704009232、認 1704009233、認 1704009234

- 3 措置内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 2 年 1 月 24 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 措置理由
認定計画に従って時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。